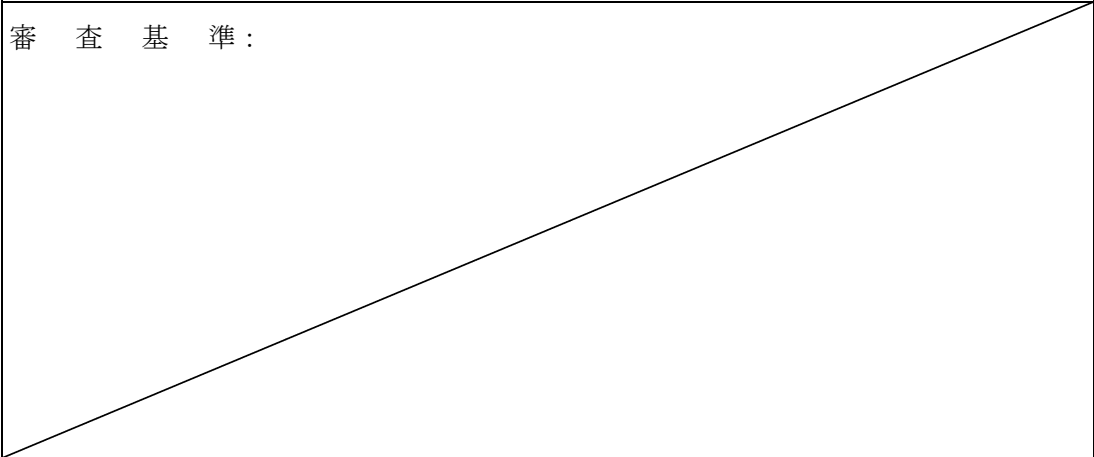


審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 7 条の 3 第 3 項において準用する第 7 条第 5 項
処 分 の 概 要：法人の分割による許可証の書換え
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第 1 条（書換え申請書の提出）、第 1 7 条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課
問 合 せ 先：石川県警察本部生活安全企画課許可等事務指導係 (電話076-225-0110 内線3047)
備 考：